





が有効である。

- 使ってはならない消火剤 : 冷却の目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。火災を拡大して危険な場合がある。
- 特有の危険有害性 : 火災時には消火用水が排水溝ないし水路へ流出しないよう防止すること。
- 有害燃焼副産物 : 有害燃焼生成物は知られていない。
- 特有の消火方法 : 消火作業は可能な限り風上から行う。火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火する。初期の火災の際には、粉末消火薬剤、二酸化炭素消火器を用いる。大規模火災の際には、泡消火薬剤を用いて空気を遮断することが有効である。注水は火災を拡大して危険な場合がある。
- 消火を行う者の保護 : 消火の際には、風上から行い必ず保護具を着用する。燃焼又は高温により有毒なガス（一酸化炭素等）が生成する可能性があるので、呼吸用保護具を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 除去作業の際には必ず適切な保護具を着用する。大量の場合、漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 環境に対する注意事項 : 流出して製品が河川・下水道等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 漏出源を遮断し、漏れを止める。少量の場合には土砂、ウエス等で吸着させて空容器に回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。大量の場合には、漏洩した液を土砂などでその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器に回収し、河川・下水道等に排出されない様に注意する。海上の場合には、オイルフェンスを展開し拡散を防止し、吸着マット等で吸い取る。薬剤を用いる場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。
- 二次災害の防止策 : 環境規制に従って汚染された物体および場所をよく洗浄する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

- 技術的対策 : 取扱には適切な保護具を必ず着用し直接の接触を避ける。容器から取り出す時には適切な道具を使用すること。また、口の中に入れたり、食べたりしてはならない。指定数量以上の量を取扱う場合には、消防法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。密閉された装置、機器又は局所排気装置を使用する。製品より発生する蒸





相対ガス密度 : データなし  
粒子特性 : データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性 : 指示通りに保管または使用した場合は、分解することはない。  
化学的安定性 : 常温・常圧で安定。  
危険有害反応可能性 : 指示通りに保管または使用した場合は、分解することはない。  
避けるべき条件 : 強酸化剤との接触を避ける。  
混触危険物質 : 強酸化剤と接触すると反応する可能性がある。  
危険有害な分解生成物 : 燃焼等により一酸化炭素等が発生する可能性がある。

## 11. 有害性情報

### 急性毒性

利用可能な情報に基づく限り分類できない。  
データが不足しているので分類されていない。

#### 製品:

急性毒性（吸入） : 急性毒性推定値: > 20 mg/l  
曝露時間: 4 h  
試験環境: 蒸気  
方法: 計算による方法

急性毒性（経皮） : 急性毒性推定値: > 2,000 mg/kg  
方法: 計算による方法

### 皮膚腐食性／刺激性

利用可能な情報に基づく限り分類できない。  
データが不足しているので分類されていない。

#### 製品:

備考 : 皮膚に刺激/皮膚炎を起すことがある。

### 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

利用可能な情報に基づく限り分類できない。  
データが不足しているので分類されていない。

#### 製品:

備考 : 蒸気は、眼、呼吸器系および皮膚に刺激を与える可能性がある。

### 呼吸器感作性又は皮膚感作性











個品輸送 : 海洋汚染物質には該当しない

**下水道法**  
鉱油類排出規制

**外国為替及び外国貿易法**  
輸出貿易管理令  
別表第1、16項(キャッチオール規制) : 該当  
HSコード(参考) : 2710.19

**水質汚濁防止法**  
油分排出規制

**麻薬及び向精神薬取締法**  
麻薬向精神薬原料(輸出・輸入許可)  
非該当

特定麻薬向精神薬原料(輸出・輸入許可)  
非該当

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**  
産業廃棄物

**この製品の各国インベントリー収載情報:**

日本(ENCS)	: 収載
アメリカ合衆国(米国)(TSCA)	: 収載
欧州連合(EINECS / ELINCS)	: 収載
欧州連合(REACH)	: REACH登録情報についてはお問い合わせください
カナダ(DSL)	: 収載
オーストラリア(AIIC)	: 収載
韓国(KECI)	: 収載
フィリピン(PICCS)	: 収載
中国(IECSC)	: 収載
台湾(TCSI)	: 収載
ニュージーランド(NZIoC)	: 収載

**16. その他の情報**

・本SDSはJIS Z7253:2019に準拠して作成しています。  
本SDSにおいて労働安全衛生法の通知対象物質の濃度が幅表示の場合は、営業秘密である場合を含みます

日付フォーマット : 年/月/日

**その他の略語の全文**

AIIC – オーストラリアの工業化学品インベントリ; ANTT – ブラジル国家輸送機関; ASTM – 米国材料試験協会; bw – 体重; CMR – 発ガン性、変異原性、生殖毒性があるとされる物質; DIN – ドイツ規格協会基準; DSL – 国内物質リスト（カナダ）; ECx – 任意の X% の反応を及ぼすと考えられる濃度; ELx – 任意の X% の反応を及ぼすと考えられる負荷割合; EmS – 緊急時のスケジュール; ENCS – 化審法の既存化学物質リスト; ErCx – 任意の X% の反応を及ぼすと考えられる成長率; ERG – 緊急対応の手引き; GHS – 世界調和システム; GLP – 試験実施規範; IARC – 國際がん研究機関; IATA – 國際航空運送協会; IBC – 危険化学品のばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則; IC50 – 50% 阻害濃度; ICAO – 國際民間航空機関; IECSC – 中国現有化学物質名録; IMDG – 国際海上危険物規程; IMO – 国際海事機関; ISHL – 労働安全衛生法（日本）; ISO – 国際標準化機構; KECI – 韓国既存化学物質名録; LC50 – 50% 致死濃度; LD50 – 50% 致死量（半数致死量）; MARPOL – 船舶による汚染の防止のための国際条約; n. o. s. – 他に品名が明示されているものを除く; Nch – チリ規則; NO(A)EC – 無有害性影響濃度; NO(A)EL – 無有害性影響レベル; NOELR – 無有害性影響負荷割合; NOM – メキシコ公式規則; NTP – 米国國家毒性プログラム; NZIoC – ニュージーランド化学物質台帳; OECD – 経済協力開発機構; OPPTS – 化学物質安全性・公害防止局; PBT – 難分解性・生体蓄積性・有毒性（物質）; PICCS – フィリピン化学物質インベントリー; (Q)SAR – (定量的) 構造活性相関; REACH – 化学物質の登録、評価、認可および登録 (REACH) に関する規則 (EC) No 1907/2006; SADT – 自己加速分解温度; SDS – 安全データシート; TECI – タイに既存の化学物質のインベントリ; TCSI – 台湾化学物質インベントリー; TDG – 危険物輸送; TSCA – 有害物質規制法（米国）; UN – 国連; UNRTDG – 國際連合危険物輸送勧告; vPvB – 非常に難分解及び非常に高蓄積性; WHMIS – 作業場危険有害性物質情報システム

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報にもとづき、当該製品の安全な取り扱い、使用、処理、保管、輸送、廃棄、漏洩時の処理等のために作成されたものですが、記載されている情報はいかなる保証をするものではなく、品質を特定するものではありません。また、この SDS のデータはここで指定された物質についてのみのものであり、指定されていない工程での使用や、指定されていない材料と組み合わせた使用に関しては有効ではありません。

JP / JA